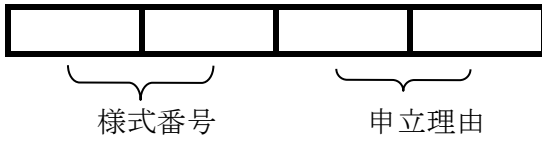


過誤申立について

過誤申立を本市に依頼する場合は、次の点に留意してください。

- ① 各項目の記入にあたっては、誤りのないよう正しく記入願います。
(特に「事業所番号」、「被保険者番号」、「サービス提供月」及び「申立事由コード」については、誤りがあると国保連において過誤申立が受理されない場合があります)
- ② 申立事由コード(4ケタ)については、次の表に照らし合わせ記入してください。

(申立事由コード)



様式番号	10	居宅サービス介護給付費明細書(訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハ・通所介護・通所リハ・福祉用具貸与・居宅療養管理指導・認知症方通所介護・小規模多機能型居宅介護)
	11	介護予防サービス介護給付費明細書(介護予防訪問介護・介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハ・介護予防通所介護・介護予防通所リハ・介護予防福祉用具貸与・介護予防居宅療養管理指導・介護予防認知症方通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護)
	21	居宅介護サービス費報酬明細書(短期入所生活介護)
	22	居宅介護サービス費報酬明細書(老人保健施設型短期入所療養介護)
	23	居宅介護サービス費報酬明細書(病院療養型短期入所療養介護)
	24	介護予防サービス費報酬明細書(介護予防短期入所生活介護)
	25	介護予防サービス費報酬明細書(介護予防老人保健施設型短期入所療養介護)
	26	介護予防サービス費報酬明細書(介護予防病院療養型短期入所療養介護)
	30	居宅サービス介護給付費明細書(認知症対応型共同生活/特定施設入所者生活介護)
	31	介護予防サービス介護給付費明細書(介護予防認知症対応型共同生活介護)
	32	居宅サービス介護給付費明細書(特定施設入居者生活介護・地域密着型特定施設入居者生活介護)
	33	介護予防サービス介護給付費明細書(介護予防特定施設入所者生活介護)
	34	居宅サービス介護給付費明細書(認知症対応型共同生活介護(短期利用型))
	35	介護予防サービス介護給付費明細書(介護予防認知症対応型共同生活介護(短期利用型))
	40	居宅介護支援サービス計画報酬明細書
	41	介護予防支援介護給付費明細書(介護予防支援)
	50	施設サービス等介護給付費明細書(介護老人福祉施設)
	60	施設サービス等介護給付費明細書(介護老人保健施設)
	70	施設サービス等介護給付費明細書(介護療養型医療施設)
申立理由 番号	02	請求誤りによる実績取り下げ
	12	請求誤りによる実績取り下げ(同月)
	42	適正化(その他)による保険者申立の過誤取下
	49	適正化(その他)による保険者申立の過誤取下(同月)
	99	その他の事由による実績取り下げ

- ③ 事業所から本市への過誤申立書の提出は、毎月25日(当該日が休日にあたる時は、その前日)までに提出してください。
- ④ 過誤申立書の提出は、郵送、窓口提出のどちらでも構いません。

糸満市介護長寿課 認定給付係
〒901-0392
糸満市潮崎町1丁目1番地
TEL 098-840-8133
FAX 098-840-8152